令和6年度

第1回我孫子市国民健康保険運営協議会

会 議 録

1 招集日時 令和6年10月28日(月)午後1時30分開会

2 招 集 場 所 議会棟 第一委員会室

3 出席委員 石川浩之委員 玉村容子委員

牧則子委員 松下世津子委員

茂木和之委員 森田秀樹委員

鈴木浩委員 戸倉俊彦委員

4 欠 席 委 員 磯邊久男委員 佐藤昭宏委員

5 出席事務局職員 飯田健康福祉部長 海老原国保年金課長

成嶋課長補佐

山本主任 楠瀨主任 山梨主任

6 公開/非公開の別 公開

7 傍聴人 1名

8 会議に関する事項

一開会

1 資料確認

二議事

- 1 我孫子市高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例 及び我孫子市国民健康保険出産費資金貸付条例の廃止について
- 2 令和5年度国民健康保険事業特別会計決算について
- 3 保健事業の見直しについて
- 4 健康保険証の廃止に伴う今後の運用について
- 5 その他

三 閉会

目 次

_	開会	
1.	資料確認 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	議事	
1.	我孫子市高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例及び	
	我孫子市国民健康保険出産費資金貸付条例の廃止について ・・・	5
2.	令和5年度国民健康保険事業特別会計決算について ・・・・・・	10
3.	保健事業の見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
4.	健康保険証の廃止に伴う今後の運用について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
5.	その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
=	閉ぐ	

午後1時33分開会

一開会

○事務局 定刻となりましたので始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。また、皆様方には、日頃から国民健康保険事業の運営につきまして御理解と御協力を頂き、心より感謝申し上げます。

本日、司会を務めさせていただきます成嶋です。今年度4月の人事異動により、課長補 佐兼保険税係長として配属となりました。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説 明させていただきます。

これより、「令和6年度第1回我孫子市国民健康保険運営協議会」を開催させていただきます。

はじめに、委員の交代についてご報告させていただきます。公立学校共済組合千葉支部 の佐宗様につきましては、人事異動により委員を退任されましたので、新たに、公立学校 共済組合千葉支部の戸倉様に委員を委嘱しました。戸倉様より一言お願いします。

○委員 公立学校共済組合の千葉支部の事務局長ということで4月から配属になっています。教育委員会の福利課というところの課長、こちらの方が主なんですけれども兼任しております。当組合は、組合員が4万8000人、県内の公立幼小中高特別支援学校の教員が組合員になっております。被扶養者は2万6000人、合計7万4000人ほどの方々のお世話をしているというような団体でございます。4月に入ったばっかりで、こういった団体があるということを私も初めて知ったんですけれども、勉強させていただく意味で今日お邪魔させていただきました。これからもよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございました。

1. 資料確認

○事務局 それでは、会議を始めるにあたり、本日の資料を確認させていただきます。

先日、委員の皆様にお送りした資料といたしまして、資料No.1「我孫子市高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例及び我孫子市国民健康保険出産費資金貸付条例の廃止

について」、資料No.2「令和5年度国民健康保険事業特別会計決算について」、資料No.3「保健事業の見直しについて」、資料No.4「健康保険証の廃止に伴う今後の運用について」。

次に、本日机の上に配布いたしました資料として、資料No.1「我孫子市高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例及び我孫子市国民健康保険出産費資金貸付条例の廃止について」諮問書の写し、先日送付いたしました資料No.2「令和5年度国民健康保険事業特別会計決算について」の7ページに誤りがありましたので、訂正を配布しております。

また、協議資料ではありませんが、「会議次第」、「委員名簿」、「席次表」、「令和6年度 我孫子市国民健康保険事業概要(令和5年度実績)」。さらに被保険者の皆様にお配りして いるパンフレットとして、「正しく知ろう国保ガイドブック」、「みんなで支える国保の保 険税」を配布させていただきましたのでご確認をお願いします。

資料のない方がいらっしゃいましたら、事務局で用意しておりますので、お申し出ください。—— よろしいでしょうか。

次に、本会議は我孫子市 国民健康保険条例 施行規則第8条の規定で、委員の半数以上の出席をもって成立となります。

本日は10名の委員のうち8名の出席がございますので、会議は成立しておりますこと をご報告させていただきます。

なお、本日は「被保険者の磯邊様」、「我孫子医師会の佐藤様」、が欠席との連絡がございました。ご報告させていただきます。

開会にあたりまして、健康福祉部長の飯田から挨拶させていただきます。

<部長挨拶>

○部長 改めましてこんにちは。健康福祉部長の飯田と申します。本日は、お忙しい中、 今年度初めての国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございま す。また、日ごろから本市の国民健康保険事業にご理解、ご協力を賜りまして、厚く御礼 申し上げます。

さて、今年1月に開催した協議会で議題とさせていただきました保険税率の改定につきましては、3月の市議会において可決・成立し、令和6年度の税率を改定いたしました。

しかしながら、加入者の年齢構成が高く、一人当たりの医療費水準が高いことや、所得 水準など構造的な問題を抱えており、千葉県内の保険料水準の統一化が進められる中で、 国保財政は依然として厳しい状況にあります。

また、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、12月2日から現行の保険証の新規発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに変わっていきます。引き続き、新たな仕組みを円滑に移行できるように準備を進めるとともに被保険者の皆様が混乱しないように周知に努めてまいります。

今後も厳しい財政状況や国の制度改正などに対応し、被保険者の皆様が必要な医療を安心して受けられるよう、国民健康保険事業の健全な運営に努めてまいりますので、引き続きご理解、ご協力をお願いいたします。

本日の会議では、「我孫子市高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例及び我孫子市国民健康保険出産費資金貸付条例の廃止について」、こちらは諮問案件となります。 その他に、「令和5年度国民健康保険事業特別会計の決算について」、「保健事業の見直しについて」、「健康保険証の廃止に伴う今後の運用について」皆様にご説明いたします。

委員の皆様におかれましては、議事について十分なご審議をいただきまして、忌憚のないご意見をいただけますようよろしくお願いいたします。

簡単ではありますが開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

○事務局 ありがとうございます。

次に、会議の公開についてご報告いたします。本協議会は、我孫子市 情報公開条例 第22条の規定により、会議は公開となります。それでは議事に移ります。

我孫子市国民健康保険施行規則第6条により、会議の議長は会長があたることになって おります。これから会長に議事進行をお願いいたします。

○会長 先程、事務局より、本日の会議は定足数を満たしており、会議は成立していると の報告がありましたので、これより次第に沿って本日の議事に入ります。

是非、会議が円滑に行えますよう皆様のご協力をお願いいたします。

二議事

1. 我孫子市高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例及び 我孫子市国民健康保険出産費資金貸付条例の廃止について

○会長 それでは、議題1「我孫子市高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例及 び我孫子市国民健康保険出産費資金貸付条例の廃止について」事務局より説明をお願いい たします。

○事務局 国保年金課の山本と申します。よろしくお願いいたします。すみませんが、着 座にて説明させていただきます。

資料No.1、我孫子市高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例及び我孫子市国民 健康保険出産費資金貸付条例の廃止についてご説明いたします。

1. 我孫子市高額療養費貸付基金の設置および管理に関する条例

医療費が高額になった際は、被保険者が医療機関等に自己負担分の全額を支払い、その後、被保険者からの申請により、市が被保険者に対して、自己負担限度額を超えた分を高額療養費として支給していました。給付費が支給されるまでの被保険者の一時的な経済的負担を軽減するため、昭和52年3月に基金を設置し、高額療養費の8割相当分を事前に貸し付ける事業を実施してきました。基金の額800万円、原資は一般会計500万円、国民健康保険事業特別会計300万円です。

しかしながら、入院は平成19年度から、外来診療は平成24年度から限度額適用認定 証を医療機関等に提示することで、自己負担限度額を超えた分は市が医療機関等に直接支 払い、被保険者が医療機関等に支払うのは自己負担限度額までで済むようになったことか ら、当該貸付の需要がなくなりました。なお、当該貸付の申請は、平成27年度が最後と なっております。

2. 我孫子市国民健康保険出産費資金貸付条例

被保険者が出産した際は、分娩費用を分娩機関に支払い、その後、被保険者からの申請により、市が被保険者に対して、出産育児一時金を支給していました。出産育児一時金が支給されるまでの一時的な経済的負担を軽減するため、平成14年3月に基金を設置し、出産育児一時金の支給見込み額の9割相当分を事前に貸し付ける事業を実施してきました。基金の額300万円、原資は、国民健康保険事業特別会計300万円。

しかしながら、平成21年10月から市が分娩機関に出産育児一時金を直接支払えるようになり、被保険者が分娩機関に支払う分娩費用は費用全額から出産育児一時金の支給額を差し引いた差額のみで済むようになった、直接支払制度のことから、当該貸付の需要がなくなりました。なお、当該貸付の申請は平成25年度が最後となっております。

3. 両制度の廃止について

両制度とも制度改正により、被保険者にとって負担の少ない手段ができたこと、また、 最後の申請から約10年以上経過していることから、当該申請の役目を終えたものと判断 し、廃止を提案するものです。

裏面になります。

4. 廃止に伴う基金の処分について

高額療養費貸付基金の残高537万8000円のうち500万円を一般会計に、残りの37万8000円を国民健康保険事業特別会計に繰り入れます。なお、基金の額との差額262万2000円は、時効の援用等により債権回収できなかったものです。

国民健康保険出産費資金貸付基金の残高231万6000円を国民健康保険事業特別会計に繰り入れます。なお、基金との額のとの差額68万4000円は、時効の援用により債権回収できなかったものです。

以上で説明を終わりとさせていただきます。

○会長 以上で、「我孫子市高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例及び我孫子市国民健康保険出産費資金貸付条例の廃止について」の説明が終わりました。

これより、質疑応答に移らせていただきます。なお、一問一答の形式をとらせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、ご質問等のある方は挙手をお願いします。

○委員 制度として必要がないものを止めるのは全然問題ないと思うんですけど、時効で 債権回収できないというのはよく理解ができない。どういった種類のもので、国民健康保 険の収支が非常に厳しい中でもう回収できませんでしたというのは、今のところ納得しが たいです。もう少し詳らかにしていただいて、回収ができないやむを得ないというところ を理解されるまでは良くないと思います。

○会長 ただいまの件につきまして事務局いかがですか。

○事務局 はい。貸付していた金額ですが、まず、督促等行いながら回収に努めてまいりましたが、当貸付の債権につきましては、私債権といいまして、税金の公債権とは異なります。国民健康保険税等は5年の時効がありますが、貸付基金については時効が10年となっており、10年間相手方とは折衝してきましたが、なかなか返していただけない方がいました。また10年経過したらすぐに時効ということではなく、あくまでも相手方から時効の援用がないと時効が成立しませんので、相手方からの時効の援用があったものが時効となりました。その他に、10年の間にお亡くなりになってしまった方、転出等で行き先がわからなくなった方につきましては、回収の機会が得られなかったというところで、今年の12月に市の債権管理条例というものがありますので、そちらで債権放棄という手

続きを取り、進めるというところで考えております。

以上です。

- ○委員 元々、当貸付というのは本来健康保険から補填する間の繋ぎですよね。繋ぎということは、例えば生活が苦しいから払えないというわけではないわけですよね。本来、健康保険が払うまでの繋ぎの融資をしたのに、受け取って、貸してもらったものを返さないというのはにわかには信じがたいですが、その10年間どんな努力をされていたんでしょうか。
- ○会長 事務局お願いします。
- ○事務局 相手方との折衝につきましては、通知では督促状を出したり、また、実際に訪問したりと、回収できた方もいらっしゃるんですけれども、生活が厳しい等の理由でお支払いいただけないということで、10年間が過ぎてしまっているというところがございます。
- ○会長 よろしいでしょうか。
- ○委員 具体的には、何件何人いるんですかこの方は。
- ○事務局 はい。まず、時効の援用があった方は7名、お亡くなりになった方が6名、居所不明の方が2名という内訳となっています。
- ○委員 ほとんど亡くなったということですね。なので、亡くなるまでの努力が不足して いたということですかね。
- ○会長 事務局お願いします。
- ○事務局はい。回収できなかったという点であれば、ご指摘のとおりだと思います。
- ○会長 ありがとうございます。
- ○委員 資料裏面 4番の廃止に伴う基金の処分について伺います。高額療養費貸付金の残 高537万円のうち、500万を一般会計に、国民健康保険出産費資金貸付基金の231 万円を国民健康保険事業特別会計に、と書いてありますが、一般会計と国民健康保険事業 特別会計への振り分けや区別がわからないので、今後、高額療養費や後期高齢者等でお金 が不足してくるのに、一般会計に500万円をつぎ込むのっていうのはちょっと納得いか ないかなという気がします。全額、国民健康保険事業特別会計に入れた方がいいかなとい う気持ちはしました。
- ○会長 ただ今の件につきまして、事務局お願いします。
- ○事務局 はい。資料表面にも記載させていただいていますが、高額療養費貸付につきま

して、基金の額が800万円です。そのうち、500万円については、一般会計からの繰入となっています。残りの300万円が国民健康保険事業特別会計からの繰入となっていますので、一般会計分についてはお返しして、残りの債権放棄分を差し引いた額を国民健康保険事業特別会計に繰入する、ということで計画しております。

- ○委員 分かりました。ありがとうございます。
- ○会長 他に質問等ありませんか。ないようであれば、これで質疑打ち切りということでよろしいでしょうか。———

ここで皆様のご意見を伺いたいと思います。ご意見のある方から伺いたいと思いますので、ある方は挙手をお願いします。

議題 1 に関しましては、諮問案件ですので皆様の意見を取りまとめたいと思いますが、 その前に、本日欠席されている委員のご意見を報告します。事務局お願いします。

○事務局 はい。本日欠席されている佐藤委員及び磯部委員より事前に意見等を頂戴して おりますが、本件に関しては、意見なしということで回答をいただいております。 以上です。

○会長 ここで、事務局が皆様の意見を取りまとめますので少々お時間をいただきたいと 思います。事務局お願いします。

○事務局 はい。今、鈴木委員及び松下委員からご質問がございましたが、当貸付制度につきまして、議案の説明でもさせていただきましたが、既に貸付制度に代わる制度がありますので、被保険者の方につきましては、貸付制度がなくなったとしても特段支障はないということで、10年近く申請もありませんので、廃止したいということでご提案させていただいております。制度の廃止については、委員の皆様からご意見はないということで捉えさせていただきますが、債権放棄するということにつきましては、我々といたしましては、その時々に努力してきたつもりではありますが、結果的に債権放棄ということになってしまったことをこの場をお借りしましてお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

○会長 それでは、今回示されている二つの条例廃止について承認いただけるかどうかを お諮りしたいと思います。ただいまの事務局説明のとおり、我孫子市高額療養費貸付基金 の設置及び管理に関する条例及び我孫子市国民健康保険出産費資金貸付条例を廃止すると いうことに対して承認いただける方は挙手をお願いいたします。

(全委員挙手)

ありがとうございます。本日欠席されている委員の評決内容を事務局から報告願います。

- ○事務局 はい。両委員とも承認ということで、回答をいただいております。
- ○会長 答申書の内容につきましては、事務局から報告願います。

(答申書(案)の配布)

○事務局 今お手元に配布させていただきましたとおり、答申の案をお渡しさせていただいております。

読み上げさせていただきます。

「我孫子市高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例及び我孫子市国民健康保険 出産費資金貸付条例の廃止について(答申)」

令和6年10月28日付け、健国第1533号をもって諮問のありました我孫子市高額 療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例及び我孫子市国民健康保険出産費資金貸付条 例の廃止について、諮問の趣旨を踏まえて慎重に審議した結果、次のとおり結論を得たの で答申します。

1. 条例の廃止について

原案のとおり条例を廃止することが適当であると判断する。

【原案】我孫子市高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例及び我孫子市国民健康 保険出産費資金貸付条例を廃止すること

議案は12月議会に上程し、公布の日から施行する。

以上となります。

○会長 ただいまの内容のとおり答申をさせていただきます。よろしいでしょうか。

(委員から「はい」との声あり)

答申の内容に関しましては事務局を通じて市長に報告することとなりますのでご了承ください。

2. 令和5年度国民健康保険事業特別会計決算について

○会長 それでは、次に議題 2. 「令和 5 年度国民健康保険事業特別会計決算について」 につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局 はい。まず、事前に配布させていただいた資料に誤りがありましたことをお詫 びいたします。 それでは、令和5年度国民健康保険事業特別会計決算について説明いたします。なお、 令和5年度国民健康保険事業特別会計の決算については、監査委員および市議会の承認を 得ていることをご報告します。

初めに、決算総額です。1ページをお開きください。

まず、歳入の決算額は、表の一番下の行の左から5列目に記載のとおり114億937 2万4874円、対前年度比は、同じ行の一番右の列に記載のとおり0.8%の増となり ました。

続きまして、2ページをお開きください。

歳出の決算額は、上の表の一番下の行の左から4列目に記載のとおり115億4077 万475円、対前年度比は、同じ行の一番右の列に記載のとおり1.4%の増となりました。

歳入歳出差引額は、下の表の一番下の行の左から4列目のとおりマイナス4704万5601円、対前年度比では、マイナス6504万9290円、361.3%減となりました。歳入が歳出に不足することから、地方自治法施行令第166条の2の規定により、6年度、歳入繰上充用金で歳入不足を補填しました。これが令和5年度の国民健康保険事業の決算総額です。

続きまして、歳入の説明です。1ページにお戻りください。

歳入を構成する各科目の状況について主なものを説明します。なお、表の左から 5 列目 にあります決算額の欄を中心に説明します。

最初に保険税です。上から3行目の保険税(計)のとおり決算価格は前年度に比べ、6035万9556円増加し、25億3985万2738円となりました。決算額の右隣の列不納欠損額は地方税法第18条の規定に基づく事項等の事由により、欠損処分をしたものになります。保険税計の不納欠損は5481万1982円で前年度に比べ2311万3639円の減少となりました。これは財産調査等に基づき、滞納整理および滞納処分積極的に行ったことが要因です。

次は県支出金です。保険給付費等交付金(普通交付金)の決算額は前年度に比べ、2082万5706円減少し、77億3439万9565円となりました。保険給付費等交付金(特別交付金)の決算額は、前年度に比べ1322万8000円減少し、1億5576万7000円となりました。

次は繰入金です。これは市の一般会計から国民健康保険特別会計の繰入金です。決算額

は前年度に比べ、2億1741万1774円増加し、10億783万5000円となりました。

次は繰越金です。繰越金については、令和4年度の決算に伴う歳入歳出の差引残額の1 800万3689円を令和5年度に繰り越しました。

最後に諸収入です。決算額は前年度に比べ12万5355円増加し、3745万438 2円となりました。なお、不納欠損は22万9809円となりました。これは被保険者で あった人が、我孫子市の国民健康保険の資格がない期間に医療機関等にかかったときの医 療費の保険者負担分に関わるもので、発生から5年を経過した債権を時効により不納欠損 としたものです。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出の説明です。 2ページをお開きください。歳出を構成する各科目の状況について主なものを説明します。

最初に、総務費です。決算額は、総務費計のとおり、前年度に比べ109万823円増加し、2億1535万2391円となりました。

次は保険給付費です。そのうち療養諸費の決算額は、前年度に比べ6515万8611 円減少し、67億8189万8738円となりました。高額療養費の決算額は、前年度に 比べ4482万7931円増加し、9億6630万3665円となりました。

次は事業費納付金です。医療給付費分の決算額は、前年度に比べ7296万8662円増加し、22億1523万5084円となりました。後期高齢者支援金等分の決算額は、前年度に比べ1億3884万594円増加し、8億9502万6034円となりました。介護納付金分の決算額は、前年度に比べ1907万5582円減少し、2億8942万1556円となりました。

次は保健事業です。そのうち保険事業費の決算額は、前年度に比べ406万310円増加し、4905万8497円となりました。特定健康診査等事業費の決算額は前年度に比べ、643万8835円減少し、7337万8078円となりました。

最後に諸支出金です。決算額は前年度に比べて409万8738円増加し、1968万8500円となりました。なお、3ページ以降には、我孫子市国民健康保険事業の状況や 直近5年の推移を載せておりますので、ご参考にご覧ください。

以上で、令和5年度国民健康保険事業特別会計決算について説明を終わります。

○会長 以上で、「令和 5 年度国民健康保険事業特別会計決算について」の説明が終わりました。これより、質疑応答に移らせていただきます。

それでは、ご質問等のある方は挙手をお願いします。

- ○委員 1ページの不納欠損額というのは、被保険者でありながら保険料を払わなかった 人という理解でよろしいですか。
- ○会長 ただいまの件につきまして、事務局いかがですか。
- ○事務局 はい。保険税の欄の不納欠損額につきましてはご認識のとおりです。
- ○委員 そうだとすると、その方には保険証を発行しないわけだから収支には影響しない という理解でよろしいですか。
- ○会長 事務局お願いします。
- ○事務局 はい。現状の運用ですと保険税を支払っていない方につきましても、被保険者 証の発行をしております。
- ○委員 どうしてでしょうか。例えば、私の場合だと必ず請求が来て、支払わないと健康 保険証が送られてこないという理解だったんですが、どうしてそういうことが起きるんで すか。
- ○会長 事務局お願いします。
- ○事務局 はい。滞納があった場合につきましては、即保険証の停止ではなく、まず納付の相談という形で、計画的な完納に向け1年以内に完納させるという計画を立てます。もし、約束が守られないということであれば財産を調査し、差し押さえができるのであれば、当然、換価ということで預金差し押さえ、不動産差し押さえ、生命保険差し押さえなど、換価しやすい金額のものを前提に差し押さえしまして、未納額に充てる努力はしております。調査をしたうえで資金等が見つからない場合につきましては、差し押さえの執行ができませんし、なおかつ、5年で時効という壁があります。超えたものについては回収することができませんので、不納欠損処理ということで、最終的にはその金額分を落とすということになっております。
- ○委員 先ほども回収できないというのがありましたけれども、回収するというのは非常に大変なんですよね。最初から保険証を発行しない、あるいは未納の時点で停止するという運用はどうしてできないのでしょうか。
- ○事務局 はい。滞納額にもよりますが、滞納額が年税額の半分以上納付がない場合につきましては、短期証を3ヶ月の猶予ということで発行します。それでも何度も繰り返し分

納が不履行の場合につきましては、保険証として使えるものは発行しません。しかし、国 民健康保険には加入していますので、資格者証という国民健康保険に加入していることが 分かる通知を納者にお渡ししている状況です。

- ○会長 よろしいですか。
- ○委員 私の質問は、滞納があった場合に即停止や、保険証を回収することはできないんですかという質問です。
- ○事務局 現時点で、そのようなことは実施しておりません。
- ○会長 他にご質問等ございませんか。――― よろしいでしょうか。
- ○委員 2ページの歳出の部分で、特定健康診査等事業費が前年と比べかなり下がっているのが、特に特定健康診査というのは、どの市町村自治体においても実施率が低い状況が見られますが、我孫子市の受診率が低いのかどうかというところが分からないので、受診率がどのくらいかをお聞かせいただきたい。
- ○会長 ただ今の件につきまして、事務局いかがですか。
- ○事務局 はい。特定健康診査の受診率としまして、令和5年度は35.25%となっております。ただ、正確な数値につきましては、11月中旬頃になりましたら確定いたします。7月現在の令和5年度が35.25%、令和4年度が35.33%、コロナのあった令和2年度は31.67%と少し低くなりましたが、大体35%前後で推移していまして、近隣市と比べると少し低くなっているといった状況です。
- ○委員 どこの自治体も受診率が大体3割位ということでしたが、受診率を上げるために どのような対策をとっているかお答えいただけますか。
- ○会長 事務局お願いします。
- ○事務局 はい。我孫子市の場合は、国民健康保険の特定健康診査と特定保健指導を自前で実施しているわけではなく、健康づくり支援課に執行委任しており、実施する事業に対し、国民健康保険特別会計から繰り出しをしています。健康づくり支援課で様々な取り組みを実施しておりますが、申し訳ございません、今、具体的に受診率向上に対し、どのような取り組みを実施しているのかがお答えできません。しかし、様々な取組みを実施した中で、なかなか受診率が向上しないこという現状でございます。
- ○委員 公立学校共済組合でもやはり受診率が低く、先生方なのでだいぶ忙しいとこがあるので、何かいい方策があったらお聞かせ願いたいなということでご質問させていただきました。ありがとうございました。

- ○会長 他にご質問等ありませんか。
- ○委員 資料の参考1で、被保険者数の内訳に一般と退職者とありますが、これはなんですか。
- ○会長 事務局お願いします。
- ○事務局 はい。退職被保険者というものがありました。制度は廃止となっていますが、 会社にお勤めで社会保険だった方が辞められた後、国民健康保険に移る方もいらっしゃる んですけれども、その方の分について会社側でも引き続き医療費の面倒見てくださいとい うことで、退職者医療費という制度で色分けがされていた時代がございます。その名残で 一般と退職というものがありますが、現在は廃止になりましたので予算等におきましては、 今後、一般と退職の区別なく被保険者という扱いとなります。
- ○委員 分かりました。この項目はもういらないということですね。
- ○会長 他にご質問等ありませんか。 ないようであればこれで質疑を打ち切り ということでよろしいでしょうか。

3. 保健事業の見直しについて

- ○会長 それでは、次に議題3「保健事業の見直しについて」につきまして事務局より説明をお願いします。
- ○事務局 国保年金課の山梨と申します、よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

では、資料3「保健事業の見直しについて」をご覧ください。今回の保健事業の見直しにつきましては、国保財政において、赤字補填のために一般会計から法定外繰入を行わなければならない状況を踏まえ、財政収支の改善のほか、被保険者の利便性向上のために見直すものになります。

それでは見直しの内容についてご説明いたします。2ページをご覧ください。

まず初めに、短期人間ドック事業の助成制度の見直しについて説明いたします。申請・ 実施期間の見直しについて、現在は短期人間ドックの助成を希望する国保加入者の方は、 6月1日から12月28日までに国保年金課へ申請を行い、7月1日から2月28日の間 に契約医療機関で人間ドックの受診をすることとしておりますが、そのうちの申請期間の 末日を約1ヶ月延長し、1月31日までとしたいと考えております。なお、実施期間に変 更はありません。

続きまして、短期人間ドックの検査項目の見直しについて説明いたします。 7 ページを ご覧ください。

別表第1が現在行われている短期人間ドックの検査項目の一覧となっております。こちらを令和7年度は眼底検査を含む特定健診の必須項目を満たしていれば、それ以外は各医療機関の任意とする、としたいと考えております。特定健診の必須項目につきましては、9ページをご覧ください。別表第3に三つ列がありますが、一番左の高齢者医療確保法と書かれている欄に印がついているものを満たしていれば、それ以外は医療機関の任意とする、としたいと考えております。検査項目については以上になります。

続きまして、2ページにお戻りください。助成金額の見直しについて説明いたします。 現在の検査費用につきまして、8ページをご覧ください。別表第2に記載のあるもののうち、一番右の保険者負担額の欄が国保年金課で助成をしている額になります。こちらの検査費用について、令和7年度は検査費用の7割、ただし上限を2万5000円とする、としたいと考えております。参考としまして、2ページに助成額の例を記載いたしました。仮に検査費用が6万円のコースを受診した場合、6万円の7割ですと4万2000円の助成額となりますが、市からの上限が2万5000円となりますので、受診者の窓口負担額は3万5000円となります。また、検査費用が3万円のコースを受診した場合、市からは7割の2万1000円を助成いたしまして、受診者の方の窓口負担額は9000円となります。このような助成金額の見直しを検討しております。

続きまして、3ページをご覧ください。助成金額等の見直しを行ったことによる減額の 見込みについてご説明いたします。

まず、表の第1は、過去3年間の実績となります。表の2が令和5年度の実績をもとに 算出した減額見込みとなります。助成金額の見直しにより、支出額の見込みが令和5年度 の3540万2842円から2831万4690円の見込みとなり708万8152円の 減額が見込まれます。

こちらの見直しにつきまして、今後の予定としてはこちらに記載のとおりとなっております。なお、短期人間ドック事業の委託先である我孫子医師会とは現在調整を行っているところになります。

以上で短期人間ドック事業についての説明を終わります。

続きまして、4ページをご覧ください。はり・きゅう・あん摩等施設利用の助成制度の

見直しについて説明いたします。

まず、助成金額の見直しについて、現在は対象者1人に対し、1枚1000円の施設の利用券を12枚計1万2000円分の利用券を発行しております。こちらを令和7年度に利用券の枚数を12枚から8枚に減らし、8000円分の発行に変更したいと考えております。

続きまして、発行枚数変更に伴う減額見込みについて説明いたします。まず、表の3につきましては、過去の3年間の実績になります。令和5年度は611人に対し7332枚の利用券を発行いたしました。そのうち、3725枚が実際に利用され、372万5000円を支出いたしました。表の4につきましては、令和5年度の利用枚数とその内訳の詳細になります。611人のうち1枚も利用しなかった人が146人、1枚だけ利用した方が37人、2枚利用した方が43人、というようになっております。表の5につきましては、令和5年度の実績から9枚以上利用していた方が、その後、8枚に減らした際に、8枚利用すると想定して算出した見込みとなります。8枚に変更することにより、3725枚の利用があったものが、2816枚の利用になると見込まれます。表の6につきましては、それらを踏まえた減額見込みになります。3725枚から2816枚になることで909枚の利用が減ることが見込まれ、1枚当たり1000円となりますので、年間で90万9000円の減額が見込まれます。5ページに制度の見直しについての今後の予定が記載されております。

以上で、「保健事業の見直しについて」の説明を終了いたします。

- ○会長 以上で、「保健事業の見直しについて」の説明が終わりました。これより、質疑 応答に移らせていただきます。それでは、ご質問等のある方は挙手をお願いします。
- ○委員 短期人間ドック事業の対象者の要件、あと、はり・きゅう・あん摩等施設利用券 の利用者の要件をよく知らないので教えてください。
- ○会長 事務局お願いします。
- ○事務局 はい。説明させていただきます。まず、短期人間ドックの対象者の要件につきましては、40歳以上75歳未満の方で、我孫子市国民健康保険に1年以上加入し続けている方、それでいて納期が到来している保険税を完納している世帯に属する方となっております。はり・きゅう・あん摩等施設利用券の対象者の要件につきましては、年齢が45歳以上75歳未満の方で、加入期間については特に制限はございません。それと前年度ま

での国保税を完納している世帯に属する方となっております。

- ○委員 75歳未満というのが、高齢化に合わないような気がするんですけど、75歳以上で利用される場合があるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。
- ○会長 事務局お願いします。
- ○事務局 はい。まず、はり・きゅう券につきましては、75歳以上の方でも利用できる制度はございます。75歳になってしまうと国民健康保険から後期高齢者へ保険が変わりますので、そちらで同様の制度があります。国民健康保険の保険事業での範囲ですと、どうしても74歳までにはなってしまいます。
- ○委員 分かりました。
- ○事務局 短期人間ドックについても74歳までとなっております。
- ○委員 ありがとうございます。
- ○会長 他にご質問等はありませんか。 よろしいでしょうか。
- ○委員 はり・きゅうの利用券の使用率が表3にありますが、12枚交付して大体6枚とか7枚を使用されているということですか。
- ○会長 事務局お願いします。
- ○事務局 はい。そうです。12枚ですと、年間平均すると6枚ぐらい使用するということになっていまして、実際の使用枚数の詳細につきましては表4に記載しています。全く使わない方もいれば、12枚上限まで使う方のどちらも多いという状況で、平均をとると大体50%前後を推移しているというものになります。
- ○委員 となると、変更後は8枚交付ということになるわけですけど、そんなに大きな支 障はないという見込みでいらっしゃる。
- ○会長 事務局お願いします。
- ○事務局 12枚から8枚に減らすことで、使用率は少し上がると考えていまして、大体 60%を少し超えるぐらいという見込みはございます。昨年、12枚全部使っている方は 8枚に変更したら、そのまま8枚全部使うだろうという見込みになっておりまして、金額 の見込みについて、ある程度、根拠となっているのではないかと思います。
- ○委員 分かりました。大丈夫です。
- ○会長 他にご質問等ありませんか。 ないようであれば、これで打ち切りということでよろしいでしょうか。

4. 健康保険証の廃止に伴う今後の運用について

○会長 それでは、次に議題4「健康保険証の廃止に伴う今後の運用について」につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 はい。国保年金課の楠瀬と申します。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。私からは資料4健康保険証の廃止に伴う今後の運営について説明させていただきます。

まず、1のマイナンバーカードと健康保険証の一体化についてです。こちら国の法改正により令和6年12月2日以降、従来の健康保険証が廃止され、マイナ保険証、いわゆる保険証利用の登録がされたマイナンバーカードを基本とする仕組みに移行することから、保険証の新規発行が終了になるというご案内になります。

我孫子市の国民健康保険に加入されている方は、12月1日時点で発行済みの保険証は 12月2日以降も保険証に記載されている有効期限、こちら最長で令和7年7月31日ま で使用することができます。12月2日以降に転居や、世帯主変更などの住民票の情報に 変更が生じた場合は、交付されている保険証は失効される形となります。

続きまして、2の発行済み保険証、12月1日時点の有効期限後の病院受診等についてのご説明です。こちらは2パターンございます。まず、1つ目がマイナンバーカードを取得していない方、マイナンバーカードを取得済みだが保険証の利用登録をされていない方につきましては、保険証の有効期限が切れる前にご本人の被保険者資格の情報などを記載した資格確認書というものが新しく交付されます。こちらを保険証と同様に、資格確認書を医療機関、薬局等へ提示していただくようになります。資格確認書のイメージは図のとおりになります。内容ですが、まだシステム改修が完了していませんので、イメージ図ということで、参考程度にご確認いただければと思います。内容は、今現在使われている健康保険証の内容とほとんど変わらないものになっております。

続きまして、2つ目がマイナンバーカード取得済みで健康保険証としての利用登録が完 了済みの方につきましては、現在同様に、受診時にマイナンバーカードを提示していただ くことになります。就職、転居、負担割合等に変更があった場合には、資格情報のお知ら せ、もしくは国の正式名称ですと資格情報通知書となりますが、こちらが交付されること となります。原則、申し上げましたとおり、マイナ保険証を提示していただければ、受診 できることになっていますが、医療機関で保険証が機械で読み取れない場合や、オンライ ンで医療機関側が資格の確認が取れない場合があります。その際は、資格情報のお知らせ、または資格情報通知書を提示していただければ病院で受診できるということになります。 資格確認のお知らせは、情報が変わった都度交付させていただくもので、資格情報のお知らせのみでは受診することができませんのでご注意いただければと思います。資格情報のお知らせ、資格情報通知書のイメージ図は次のとおりになります。こちらにつきましても、システム改修中のため参考例ということになりますが、おそらくこのような形で発行される見込みとなっております。右下の部分に切り取り線が入っていますが、こちらを切り取っていただいて、例えばお財布等に保管していただき、受診する際にマイナンバーカードが読み取れなかったときは、こちらを見せていただければ受診ができるよう携帯用の形もとっております。資格情報のお知らせの内容は、マイナポータルから被保険者資格情報としてダウンロードすることが可能です。あらかじめ、スマートフォン等にダウンロードしておけば、マイナ保険証の提示のみで受診できなかった際に、資格情報のお知らせを携帯せずに医療機関に提示して受診することができます。

最後に、3のマイナ保険証の利用登録解除についてです。こちらはマイナ保険証の利用登録が任意でできることであることから、利用登録の解除を申請によりできるようになりました。こちらの申請先は加入している医療保険者等になります。解除申請を提出後、申請者には資格確認書が交付される形となります。我孫子市国保の申請受付は、11月1日を予定と資料に記載させていただいておりますが、その後、国の利用登録解除のシステム導入が10月28日であったこと受けまして、本日付けで受付を開始させていただく運びとなりました。利用登録の解除については、申請を受け付けてから、1ヶ月か2ヶ月程度時間がかかります。時間がかかってしまう理由ですが、国が管理しているオンライン資格確認等システムで行われる、利用登録解除の処理が解除依頼をしてから、例えばですが、我孫子市から解除依頼をかけた月の翌月末に、国のシステムで利用登録解除の処理を行うという流れになっていることから、最短で1ヶ月後、最長でも2ヶ月後と解除に時間がかかるということとなっております。

以上で説明を終わります。

○会長 以上で、「健康保険証の廃止に伴う今後の運用について」の説明が終わりました。 これより、質疑応答に移らせていただきます。それでは、ご質問等のある方は挙手をお願いします。 ○委員 資格確認書についてお伺いいたします。有効期限というのがございますが、切れたら保険証と同じように自動的に同じものが来るということですか。

○会長 事務局お願いします。

○事務局 はい。国からは、資格確認書の有効期間が最大5年とされています。5年の間で各保険者が有効期限を設定できるということになっております。我孫子市の場合は、現在と同様に2年間の有効期限を持たせる形で予定しているところでございます。現行の健康保険証が令和7年7月31日までとなっておりますので、令和7年8月1日からマイナンバーカードに保険証の利用登録をされていない方については、資格確認書を8月1日から使うこととなりますので、来年の7月中旬頃に各加入者の世帯に発送させていただく運びとなっております。そこから2年間ということですので、次の資格確認書の有効期限が令和9年7月31日までということになります。12月2日以降で資格確認書を発行する方につきましては、現在の健康保険証が令和7年7月31日までとなっていますので、それに合わせて、令和7年7月31日までで、一旦有効期限を作らせていただき、その後、被保険者の方にまとめて2年間のものを発行させていただくということとなります。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

それから、読み取りが子供の場合なんかは顔認証とかできないとかいうことを結構聞いたりして、なかなか入れないので、結局現金で全額支払ってもらって、社会保険とかが支払うという形になってしまったりと、そういったトラブルは結構多いかと思います。そういった場合どうしたらいいかというのをご案内いただければいいかなと思います。対処方法は、やはり現金で全額払ってもらうということですかね。それとも、今までの保険を書いてもらうとか、病院にいつもかかってる方はわかるからいいんですけど、かかってない方の場合はどのようにしたらいいのかなと思います。いろいろなパターンがあって結構トラブルがあるという話は聞きます。

○事務局 はい。国の通知ですと、マイナンバーカードで本人確認等ができない場合につきましては、本人の申し出により、この保険に加入していますということで、例えば、お持ちであれば従来の健康保険証等を提示していただく、それができない場合は、本人の自署により保険の情報等を書いていただき、それが正しいものであると考えて、その保険者に医療報酬の請求をしていただくようするということで、医療機関等には通知を出しているところです。松下委員のおっしゃるとおり、そういった対応をしていただけないで、全額自己負担で、というような対応をされている医療機関もあるとお話は伺っているところ

です。

- ○委員 ありがとうございます。今、トラブルにあっている最中でございまして経過報告で、ありがとうございました。
- ○会長 他にご質問等ありますか。
- ○委員 意見よろしいですか。
- ○会長 はい。
- ○委員 前回の1月に、国民健康保険の収支が赤字で非常に苦しいときに、どのような対応をしますかと質問した際に、海老原課長からジェネリックの使用率を高めるぐらいしかないとのお話しか聞けませんでしたが、今回、給付を少しずつ制限するというお話があって、被保険者側の代表としては、しょうがないということしか言えませんけど。先ほどお話したように、保険料を払わない方に対して、まだ給付をするというのは納得感がないので、払わない時点でできるだけ早く健康保険の資格者を止めて、払ったら再開するというような形を検討してください。国全体でそういった指導があるのかどうかは私もわかりませんが、保険料を払わない人に給付するというのは、被保険者側としても納得できないという感じがしますのでよろしくご検討お願いします。
- ○会長 事務局お願いします。
- ○事務局 国の方で保険料を支払わないから即保険証を止めるという指導はありません。 逆に、よく話を聞いて、やむを得ない事情があれば、先ほど成嶋補佐の申し上げたように、分納や短期の保険証を発行して対応しなさいと国の方がなっております。まず、支払い能力がありながら払ってない方については、先ほども答弁しましたとおり、財産調査をした上で、財産が判明次第、財産差し押さえを実施し、未納に充当するというような処理を実施しております。まったく財産が見つからなく、かつ、督促状や催告状を送付しても全く反応がないという方につきましては、当然、給付差し止めということで、保険証の有効期限が切れたら更新をせずに、資格確認書を発行し、病院に行かれるときは一旦10割負担していただいた後に、療養費ということで申請をいただいて、当然、未納の方に充当することとなりますが、そのような対応をしております。未納だからと即保険証を止めるといことは国も含め、国民健康保険の制度にはなってないところではございます。
- ○委員 分かりました。福祉的な考えですね。
- ○会長 ご意見ありがとうございました。他にご質問等ありませんでしょうか。
- ○委員 マイナンバーカードに保険証が紐づいているかどうかは、市役所の方々はご存知

なのですか。

- ○会長 事務局お願いします。
- ○事務局 はい。情報が毎月更新されるという形になっていまして、それにより紐づいている方、紐づいていない方の把握ができている状況です。
- ○委員 例えば、紐付いていない方に、来年、資格確認書というものが届くということで すか。
- ○事務局はい、紐づいていない方に対し、資格確認書を交付させていただきます。
- ○委員 資格確認書の再交付に時間はかかるのですか。
- ○事務局 現行の保険証では、例えば、紛失してしまった際は再交付の申請書というもの がありますので、ご本人の確認が取れればその場で発行させていただくことになっております。資格確認書に移行された際も、そのような形を取らせていただくことで考えています。
- ○委員 交付は市役所やけやき等の各行政センターで再発行できるわけですね。
- ○事務局 はい。国保年金課の窓口か、お近くの行政サービスセンターで再発行の手続き が取れます。
- ○委員はい。ありがとうございます。
- ○委員 社保を離脱して、窓口で国民健康保険の手続きに来られた方は、今のお話だと、 その方がマイナ保険証を持っているかどうかというのは、1ヶ月ごとに新しい情報に更新 されるわけですよね。そうすると、今まで保険証は即日交付だったと思いますが、これか らは即日交付ではなく、ある程度期間をおいてから資格確認書等を交付するような形にな るのですか。
- ○会長 事務局お願いします。
- ○事務局 はい。加入の際は基本的に異動届というものに必要事項をご記入いただくのですが、新たに、マイナンバーカードに保険証利用の登録がされているかの、あり、なし、の欄を作りまして、そこにチェックがついていることを確認させていただいた上で、どちらかの交付をさせていただきます。
- ○委員 ありがとうございます。
- ○会長 他にご質問等ありませんか。
- ○委員 今の件に付随するんですけども、以前社保で仕事をされていて、国保に移行するとなると、社保の方は丸々ひと月分保険料払っていて、また国保が遡ってといったことが

あったと思うんですけども、その日付とかはもっとわかりやすくなるんですか。

- ○事務局 はい。お答えします。基本的には資格喪失日に合わせて加入となります。そこの考え方は変わりませんので、例えば10月1日に社会保険の資格喪失となりますと、国民健康保険の加入が10月1日からということになりますので、10月から国民健康保険の支払いが発生するということになります。
- ○委員はい、分かりました。
- ○会長 他にご質問等ありませんか。よろしいでしょうか。 ないようであれば、 これで質疑を打ち切りということでよろしいでしょうか。

5. その他

○会長 それでは、最後に「その他」ということで、何か議題として取り上げたいものは ございますか。

無いようですので、議題につきましてはこれで終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

以上をもちまして、「令和6年度第1回我孫子市国民健康保険運営協議会」を終了いた します。ご協力ありがとうございました。

○事務局 会長ならびに委員の皆様、長時間にわたりご審議いただきありがとうございま した。

なお、「令和6年度第2回我孫子市国民健康保険運営協議会」の開催は、1月又は2月を予定しています。それでは、今後ともよろしくお願いいたします。本日は大変お疲れ様でした。

午後3時2分閉会